

自家用車使用 確約書

自家用車の使用に当たっては、下記の内容に同意します。

(使用する自家用車の要件)

- 送迎に使用する自家用車は、援助会員又は援助会員の家族の所有又はリース使用であること。
- 車両が整備されたものであること。
- 送迎に使用する自家用車について、次に掲げる保険のいずれにも加入していること。
 - ・自動車損害賠償責任保険
 - ・自動車保険(任意保険)

(順守事項)

- 援助会員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ・道路交通法で禁止されている運転
 - ・不正請求及び白タク行為

(事故報告)

- 援助会員は、自家用車を使用した送迎中に交通事故が発生した場合は、直ちにけが人の確認及び手当、救急車の要請、警察への通報等の対応をするとともに、センターに事故内容等を詳細に報告しなければならない。

(事故処理)

- 送迎で使用する自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。
- 自家用車を使用した送迎中の事故については、実施要綱第6条第1項のファミリー・サポート・センター補償保険のほか市が加入する移動サービス専用自動車保険で対応するものとする。ただし、援助会員の申出がある場合は、送迎に使用する自家用車に係る自賠責保険等で対応することができる。

援助会員 _____ 印

上記の内容を確認し、支援活動を依頼します。

依頼会員 _____ 印